

The Great Ocean Line Bill of Lading
TERMS AND CONDITIONS

約款条項(参考訳)

運送人は、(本運送証券に別段の記載がない限り)受取地又は船積港から荷揚港又は引渡地まで、本運送証券の全ての条項に従って運送されるコンテナ、包又はその他の慣習的な運賃単位の総数又は数量を、外観上良好な状態で受け取る。本運送証券に基づく本運送のため運送人に対する本運送品の引渡しは、荷主が(i)本運送証券の表面又は裏面に印刷、スタンプ又はその他の方法で撰取される全ての条項を受諾したことを意味し、(ii)本運送証券が本運送品の本運送に関する従前の表明及び／又は合意に優先して適用される。

1. 定義

「**運送証券**」とは、紙媒体又は電子媒体のいずれで発行されるか否かにかかわらず、本証券をいう。

「**本運送**」とは、本運送証券が対象とする本運送品に関して運送人により、又は運送人のために行われ又は引き受けられる業務及び役務の全部又は一部をいう。

「**運送人**」とは、同人のために本運送証券に署名される者であり、2 チャンギ・サウス・アベニュー1、シンガポール 486149 にあるザ・グレート・オーシャン・ラインをいう。

「**料金**」には、運賃、あらゆる経費、費用、抑留、デマレッジ及びその他荷主が負担して支払うべき金銭債務並びに運賃及びその他荷主から支払われるべき金額の回収費用(弁護士費用及び訴訟費用を含む)を含む。

「**COGSA**」とは、1936年4月16日に承認された米国海上物品運送法をいう。

「**複合運送**」は、本運送証券により求められる本運送が港から港への運送でない場合に生じる。

「**コンテナ**」には、あらゆるコンテナ(オープントップ・コンテナを含む)、トレーラー、運送用タンク、リフトバン、フラットラック、プラットフォーム、パレット又は運送品を統合するために使用される類似の運送用具及び接続機器、補助機器又は付属機器を含む。

「**本運送品**」には、荷主が提供する運送品の全部又は一部を含み、運送人により又は運送人のために提供されるものではないコンテナ、梱包又は備品を含む。

「**ヘーグ・ルール**」とは、1924年8月25日にブリュッセルで署名された運送証券に関するある規則の統一のための国際条約の規定をいう。

「**ヘーグ・ヴィスビー・ルール**」とは、1972年シンガポール海上物品運送法に定める、1968年2月23日にブリュッセルで署名された議定書により改正されたヘーグ・ルール(ただし、本運送証券のいかなる規定も議定書により改正された当該ルールを契約上適用するものと解釈され

るものではない)をいう。

「所持人」とは、本運送品の委託又は本運送証券の裏書その他により本運送証券を占有する者又はその権利を有する者をいう。

「荷主」とは、荷送人、荷受人、被裏書人、本運送品の受取人、本運送証券の所持人、本運送品又は本運送証券を占有する者又はその権利を有する者、輸入者、輸出者、本運送品に対して現在又は将来の利害関係を有する者、及び上記の者の代理人をいう。「者」には、個人、パートナーシップ、法人又はその他の組織を含む。

「引渡地」とは、表面に引渡地として記載される地、又はその地が荷揚港以外である場合、運送人が本運送品の引渡地として契約したその他の地をいう。

「受取地」とは、表面に受取地として記載される地、又はその地が船積揚港以外である場合、運送人が本運送品の受取地として契約したその他の地をいう。

「船積港」とは、表面に船積港として記載される港若しくは地、又は本運送品が本運送のために本船に船積みされるその他の港若しくは地をいう。

「荷揚港」とは、表面に荷揚港として記載される港若しくは地、又は本船から本運送品が荷揚げされるその他の港若しくは地をいう。

「港間(海上)運送」は、本運送証券の表面に受取地及び引渡地が記載されていない場合、又は記載されている受取地及び引渡地の両方が港であり、本運送証券の表面において受取地又は引渡地として指名される港が本運送証券により指定される港域内にある場所又は港に特定されていない場合に生じる。

「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権をいう。

「船積単位」には、運賃単位並びにヘーグ・ルール及びヘーグ・ヴィスビー・ルールで使用される「単位」を含む。「スタッフド」には、詰込み、混載、梱包、積載又は固定を含む。

「本船」とは、本運送証券に基づく本運送において使用される水上船舶をいい、フィーダー船、はしけ、バージ船、船舶、水上船舶、外航船舶、その他本運送証券に基づく運送品の運送のために全部又は一部を使用される水上運送手段をいう。

「総重量確定情報」とは、コンテナ重量及びコンテナに詰め込まれたパレット、ダンネージ、その他の梱包材及び固定材を含むがこれに限らない全ての梱包及び運送品の重量の総重量であって、SOLAS 第6章第2規則に定める計量方法のいずれかにより確定されたものをいう。

2. 運送人のタリフ

運送人の適用されるタリフ(「タリフ」)がある場合、その条項は本運送証券に撰取される。当該条項の写しは、要請に応じて運送人又はその代理人から、又は該当する場合は、タリフが提出されている政府機関から入手することができる。本運送証券と適用されるタリフの間に不一致がある場合、本運送証券が優先する。

3. 保証

荷主は、本運送証券上の条項に同意するにあたり、以下の事項を保証する：

- (1) 荷主は、本運送品を所有若しくは占有する者、運送品及び本運送証券に関し現在若しくは将来において利害関係を有する者、又はそれらの代理人であり、その権限を有する者であること。
- (2) 荷主によりコンテナに詰め込まれた運送品は、コンテナによる運送に適していること。
- (3) コンテナは、運送人又は運送人のために提供されるものでない場合には、適用されるあらゆる国内又は国際安全基準を満たし、あらゆる点において運送人による本運送に適していること。

4. 譲渡性及び本運送品の権利

- (1) 本運送証券は、「譲渡禁止」と表示されていない限り譲渡可能であり、本運送品に対する権利を構成し、所持人は本運送証券に記載されている本運送品を受取り又は譲渡する権利を有する。
- (2) 本運送証券は、運送人が本運送証券に記載されている本運送品を引き受けたことの一応の証拠となる。ただし、本運送証券が善意の第三者に対して有効な約因により流通又は譲渡される場合は、これに反する証拠は認められない。

5. 下請契約

- (1) 運送人は、本運送の全部又は一部をいかなる条件においても再委託する権利を有する。
- (2) 荷主は、契約、不法行為、寄託（バイルメント）その他に起因するか否かを問わず、運送人の使用人又は代理人、独立請負業者及びその使用人又は代理人、荷役業者、ターミナル及び集荷業者、陸路及び鉄道事業者、その他本運送の全部又は一部を直接又は間接にかかわらず実行、履行又は請け負う全ての者を含むが、これらに限られない、運送人以外のいかなる者又は船舶に対して、それらの者又は船舶の過失により生じたか否かにかかわらず、かかる者、かかる者により所有若しくは傭船されている船舶又は本運送品を運送している船舶に対して本運送品又は本運送に関連して責任を負わず又は負わずを試みる請求又は主張されないことを引き受け、また、それにもかかわらず何らかの請求又は主張がされる場合には、その結果から生じる全ての損害から運送人を防御し、補償し、損害を与えないようにする。上記条項を害することなく、かかる全ての者及び船舶は、本運送証券上の運送人の利益のための条項が明示的にかかる全ての者及び船舶の利益のためのものであったかのように、本運送証券の規定上の利益を享受するものとし、本契約を締結するにあたり、運送人はこれらの規定の限りで、自己のためだけでなく、かかる者及び船舶の代理人又は受託者として、本契約を締結し、かかる者及び船舶はこの限りで本契約の当事者なる、又は当事者と見做される。
- (3) 荷主はさらに、運送人側の過失に起因するか否かにかかわらず、本運送品の本運送から生じるいかなる請求又は責任（及びこれらから生じるあらゆる費用と結果）からも、当該請求又は責任が本運送証券の条項に基づいていない、又は本運送証券に基づく運送人の責任を超

える限りにおいて、運送人を防御し、補償し、損害を与えないことを引き受ける。

(4) 本運送証券に規定される防御及び責任限度は、運送人に対する訴訟が契約、不法行為、寄託(バイルメント)又はその他に基づくものであるか否かにかかわらず、適用される。

6. 運送人の責任

(1) 至上条項

(A) 後述の 15 条に従い、本運送証券に本船名が記載されているか否かにかかわらず、本運送証券は本船による海上運送に関する限り、本運送証券に強行的に適用される法律上の修正を含むヘーグ・ヴィスビー・ルールに従って効力を有し、適用されるヘーグ・ヴィスビー・ルールの規定は、本運送証券に撰取されたものと見做す。

(B) 1893 年米国ハーター法の規定が、船舶への船積み前又は本船からの荷揚げ後の期間における本運送品に対する運送人の責任を規制するために強行的に適用される場合及び適用される限度において、運送人の責任は、これに代わり、下記 6 条(3)項の規定によるが、当該規定が無効であると判明する場合、かかる責任は COGSA に従う。

(C) 運送人は、適用されるあらゆる国の法令、制定法又は規則(米国改正法令 4281 条から 4287 条及びその改正並びに米国のあらゆる規定が適用される場合、それらを含むが、これに限定されない)により付与又は認められる責任制限及び免責の利益及び権利並びにあらゆる権利を有する(本運送証券の条項はその権利を剥奪又は制限するように適用されてはならない)。また、上記の一般性を害することなく、運送品が積載されている船舶の所有者に適用される法律、制定法又は規則も含まれる。

(D) 本運送証券は、本運送が米国の港向け、同国の港発又は経由して行われる場合、COGSA に従うものとし、その規定は本運送証券に撰取され、海上運送中及び米国内の海上ターミナルにおける船積み前及び船舶からの荷揚げ後の至上条件となる。ただし、米国内において、本運送品が海上ターミナル外にあり、かつ運送人の管理下でない間に生じた本運送品の滅失、損傷又は遅延について、運送人は責任を負わない。このような場合、運送人は、米国内の内陸運送を行う者の通常の業務条件に従い、米国内の内陸運送を手配する代理人としてのみ行動し、かかる運送を行う者が保管している間の本運送品の滅失、損傷又は遅延について、荷主に対して責任を負わないことに荷主は同意する。COGSA が適用される場合、甲板積みで運送され、かつ本運送証券の表面に甲板積みで運送される旨が記載される運送品に関し、生動物、鳥、爬虫類、魚、甲殻類・貝、植物については、当該運送に固有の又は付随する危険による全ての滅失又は損傷は、荷主が負担し、その他の全てについては、運送人が COGSA 上の規定の利益を受ける。本運送又は本運送証券が COGSA の適用を受ける場合の運送人の責任は、本運送証券 6 条(4)項に定める限度を超えない。

(E) 米国の地区、準州及び属領を含む米国発、向け又は経由の本運送品の運送を除き、滅失又は損傷が発生した区間を特定できない場合、運送人は、当該滅失又は損傷が以下に起因する場合には、その責任を免れる。

- (i) 天災
 - (ii) 戦争行為
 - (iii) 公敵行為
 - (iv) 官憲、統治者又は人民による抑止
 - (v) 検疫上の制限
 - (vi) 荷主、その代理人、代表者又は下請業者の作為又は不作為
 - (vii) 指示を与える権利を有する者の指示の遵守
 - (viii) 梱包、荷印の不十分又は不完全な状態
 - (ix) 荷主による又はその代理人による運送品の取扱い、積込み、積付け又は荷卸し
 - (x) 運送品の固有の欠陥
 - (xi) 注意を尽くしても発見できない瑕疵
 - (xii) 火災、ただし、運送人の故意又は過失によるものを除く
 - (xiii) ストライキ、ロックアウト、労働停止又は制限、ただし、原因の如何にかかわらず、また部分的であるか全体的であるかにかかわらない。
 - (xiv) 騒擾及び内乱
 - (xv) 運送人が合理的な注意を尽くしても回避することができない原因又は事由及び運送人が防止することができない結果
- (F) 滅失又は損傷が上記 6 条(1)(E)に規定されるいずれか又は複数の原因又は事由によることの一応の証明責任は、運送人が負う。ただし、運送人が、滅失又は損傷が 6 条(1)(E)項(vi), (vii), (ix), (x) 又は(xv)以外の条項に定めるいずれか又は複数の原因又は事由に起因する可能性があることを立証する場合、そのように生じたものと推定される。ただし、荷主は、滅失又は損傷の全部又は一部がこれらのいずれか又は複数の原因又は事由によって生じたものではないことを証明する権利を有する。

(2) 港間(海上)運送

(A) 本運送が港間(海上)運送の場合、運送人の責任は、船積み時及び船積み中から、本船又は本運送品が積み替えられた他の船舶からの荷揚中までの運送区間に限られ、運送人が本運送品を直接又は間接に占有し、本運送全てに対する料金を運送人に対して負担するとしても、本運送品に関し、いかなる原因に起因する滅失、損傷又は遅延について、又はその他の事由について責任を負わない。責任は、ヘーグ・ヴィスビー・ルールを強行的に適用させる法律に従って、又はそのような法律がない場合にはヘーグ・ルールに従って決定される。荷主は、船積み前及び荷揚げ後の本運送品に関する運送、保管、取扱い、その他の業務の契約を他者と締結する代理人として運送人を選任する。運送人は、運送人及びその他の者の側の何らかの作為又は不作為に対して一切の責任を負うことはない。運送人は荷主の代理人として、本運送証券の条件より不利な条件を含む、いかなる条件においてもその他の者と契約を締結することができる。

(B) 上記(A)にかかわらず、運送人が超過期間について強行的に適用される規則に基づき責任を負う場合、及びその他のあらゆる場合において、運送人は、船積み前又は荷揚げ後に生じる滅失、損傷又は遅延について、それが海上で生じたものでなくても、又は運送品が運送人の管理下にあるときでなくても、ヘーグ・ルール上(及び米国で運送が行われる場合は COGSA)の利益を有する。

(C) COGSA が適用される場合、同法に定められる規定は、船積み前又は荷揚げ後に適用される。場合によっては、船積港及び／又は荷揚港における海上ターミナル内又はそれに隣接する地域のコンテナヤード又はコンテナフレートステーションから又は同所向けの本運送中に適用される。運送人が荷主から米国の内陸運送人による本運送の実行を要請され、当該内陸運送人がその裁量により承諾する場合、そのような運送は荷主の代理人としての運送人により実行されるものとし、そのような運送には内陸運送人の契約及びタリフが適用される。理由の如何を問わず、運送人が代理人として行動する権利を拒否される場合、運送品の滅失、損傷又は遅延に対する運送人の責任は、6条(3)項に従って決定される。

(3) 複合運送

本運送証券に別段の定めがある場合を除き、本運送が複合運送である場合、運送人は本運送の履行又は実行を請け負い、本運送証券の表面に示される受取地、さもなくば船積港から、引渡地、さもなくば荷揚港までの間に生じる本運送品の滅失、損傷又は遅延について、以下に示す範囲でのみ責任を負う。

(A) 滅失又は損傷が生じた運送区間を証明できない場合

(i) 運送人は、滅失、損傷又は遅延が海上運送中に発生した場合には上記 6(1)(A)に基づき適用されるであろうヘーグ・ヴィスビー・ルール又は法律に基づき、海上運送が行われない場合にはヘーグ・ルール(又は運送が米国向け又は同国発の場合は COGSA)に基づき、あらゆる免責に依拠する権利を有する。

(ii) 上記(i)に基づき、運送人が本運送品の滅失、損傷又は遅延の原因事由の一部について責任を負わない場合、運送人は、責に帰すべき原因事由が滅失又は損傷の原因となる範囲でのみ責任を負う。

(iii) 下記 7 条(4)項に従い、ヘーグ・ルール若しくは当該ルールを適用させる法律(COGSA 等)又はヘーグ・ヴィスビー・ルールが強行的に適用されない場合、運送人の責任は、いかなる状況においても、1包又は1船積単位当たり 666.67SDR 若しくは滅失、損傷又は遅延する運送品の総重量 1 キロ当たり 2SDR(いずれか高い方)を超えてはならず、又は本運送が米国の港向け、同国の港経由若しくは同国の港発の運送を含む場合、1包若しくは 1 船積単位当たり 500 米ドル又は滅失、損傷若しくは遅延する運送品の総重量 1 キロにつき 2 米ドル(いずれか低い方)を超えてはならない。

(B) 滅失又は損傷が生じた運送区間を証明できる場合

(i) 運送人の責任は、国際条約又は当該国の国内法に含まれる、

- (a) 私的な契約によって、荷主に不利益な変更をすることができず、かつ
- (b) 滅失、損傷又は遅延が発生する特定の運送区間の運送人と荷主が別個に直接の契約を締結し、当該国際条約又は国内法が適用されるために発行すべき特定の書類を証拠として受け取ったとしたら適用されるであろう規定により、決定される。
- (ii) いかなる国際条約又は国内法も適用されない場合、運送人の責任は、上記 6 条(3)(A)項により決定される。
- (iii) 米国向け又は同国発の運送の場合、米国向け又は同国発の海上運送中、又は米国内の船積港若しくは荷揚港の海上ターミナル内のコンテナヤード若しくはカーゴバース又は隣接地域向け又は発の運送中に生じたと認められる滅失、損傷又は遅延についての運送人の責任は COGSA の規定により決定される。
- (iv) 米国の船積港向け又は同国の荷揚港からの運送に関しては、運送人(1 人又は複数)による運送を実行することが運送人の責任であり、当該運送は、滅失又は損傷が生じた際に管理していた内陸運送人の運送契約及びタリフ並びに強行的に適用される法律に従わなければならない。上記 6 条(1)(D)項に規定するとおり、運送人は、当該運送中の本運送品のいかなる滅失、損傷又は遅延について責任を負わない。

(4) 総則規定

(A) 遅延、結果的損失

運送人は、本運送品又は本運送品に関する書類が、運送中のいかなる地点若しくは場所において、又は引渡地において、特定の時期(公表の有無を問わず)に到着し又は受取りが可能であること、又は荷主の特定の要求、運送品の市場若しくは用途を満たすことを保証せず、荷主は、本運送証券に別段の定めがある場合を除き、運送人は、いかなる状況においても、直接的、間接的又は結果的な損失、逸失利益、市場損失、契約上の損失、収益又は使用損失の請求、懲罰的損害、遅延又はその他のあらゆる原因により生じる損害について、責任を負わないことに同意する。上記を害することなく、それにも関わらず、主張される遅延により生じるかかる直接的、間接的又は結果的損失について運送人が責任を負うことが判明する場合、その責任は、関連する運送区間に適用される運賃又はその他の料金に限られる。

(B) 運送人が本運送品を受け取った後は、荷主は、荷主の契約若しくは売買その他により与えられる差止権の行使を含むが、これに限られない如何なる理由によっても、運送人の意図する運送の履行方法又は本運送証券により与えられる自由の行使を妨害、遅延、中断、停止若しくはその他の方法により妨害する権利を有せず、又は本運送証券の表面に記載される荷揚港若しくは引渡地以外の場所若しくは地点、又は運送人が本運送証券上の自由を行使して選択するその他の港若しくは場所での運送品の引渡しを指示又は要求する権利も有しない。荷主は、荷主の依頼によるものか若しくは荷主による本条違反の結果であるか否かにかかわらず、運送品の運送の停止(一時的か永久的かにかかわらない)に起因して、又は本運送証券において荷主と定義される 1 人若しくは複数の当事者に関し、それらの者の間若しくは運送

人以外の第三者との間で生じる運送品に関する如何なる紛争(運送品の所有権、権限、質、量、明細及び／又は支払いに関する紛争を含むがこれに限られない)の結果に起因して、運送人、その取締役、役員、下請業者、従業員若しくは代理人又はその他の運送品に若しくはその所有者に生じるあらゆる請求、責任、損失、損害、費用、遅延、弁護士報酬及び／又は経費について補償する。

(C) 包又は船積単位の定義

コンテナが運送品の混載に使用され、当該コンテナが運送人により詰め込まれる場合、本運送証券の表面のボックスに記載される包の数又は船積単位は、本運送品の海上運送に関する国際条約又は国内法に定める包又は船積単位あたりの責任限度額の目的のための包又は船積単位の数と見做される。前述の場合を除き、コンテナは、包又は船積単位と見做される。「船積単位」という語句は、運賃計算に用いる重量又は測定単位に関係なく、ばら積み運送品を除き、いかなる記載の物品及び物質も含む、梱包されていない運送品の物理的な単位又は個数を意味する。ばら積み運送品については、適用される制限は、適用される条約又は法律に定める制限とし、本運送証券上のいかなる条項も、ばら積み運送品に関する制限の放棄とは解釈されない。

(D) 錆等

表面の錆、酸化又は湿気による類似の状態は、損傷の状態ではなく、運送品の性質に固有のものであり、外観上良好な状態で運送品を受取ったことの承認は、かかる錆酸化等の状態が受取り時に存在しなかったことを示すものではない。

(E) 滅失又は損傷の通知

引渡地において、運送品が本運送証券に基づきその引渡しを受ける者の保管に移転する前若しくは引渡しの時に当該運送品の滅失、損傷又は遅延の一般的な性質を示す通知が運送人又はその代理人に対して行われたい限り、又は滅失若しくは損傷が明らかでない場合はその後連続する3日以内に、当該運送品の滅失、損傷又は遅延の一般的な性質を示す通知が運送人又はその代理人に対して行われたい限り、本運送証券に記載されているとおりに運送品が引き渡されたことが一応証明されていると見做される。検査の際に明らかでない損害の場合、荷主は損害が運送中に生じたことを証明する責任を負う。受領書又は通知書に荷主により記載される滅失又は損傷は明確でなければならず、さもなければ、運送人は、その滅失又は損傷について責任を負わない。本運送品が下請業者の保管中に滅失又は損傷した場合、運送人が下請業者の要求に応じられるよう、荷主が期限内に運送人に対し損失及び請求の通知を行わない限り、運送人は本運送品に関する一切の責任を免れる。これらの要求について問い合わせるのは、荷主の義務であり、運送人は、その情報を任意に提供する義務を負わない。

(F) 出訴期限

本運送品の引渡し後又は本運送品が引き渡されなかった場合には本運送品が引き渡しされるべき日から9か月以内に適切な管轄において訴訟が提起され、運送人がその書面による通

知を受領しない場合、運送人は本運送品に関する一切の責任を免れる。本運送品には、甲板積みで運送される旨が本運送証券の表面に記載され、かつ甲板積みで運送される(オープン・フラット又はパレット以外のコンテナに詰め込まれ又は積載されている運送品ではない)本運送品(及び、甲板積みか否かにかかわらず、家畜)を含むがこれに限られない。上記にかかわらず、本運送証券への撰取によるものであるか又は強行的に適用される法によるものであるか否かにかかわらず、ヘーグ・ルール、ヘーグ・ヴィスビー・ルール又は COGSA が適用される場合、運送品の引渡し又は引き渡されるべき日から1年以内に適切な管轄において訴訟が提起されない限り、運送人は本運送品に関する一切の責任を免れる。疑義を避けるため、前述の出訴期限は、ヘーグ・ルール、ヘーグ・ヴィスビー・ルール、COGSA が、本運送証券への撰取によるものであろうと、強行的に適用される法によるものであろうと、適用されない場合に適用される。

(G) 当局による検査

正当な当局の命令により、本運送のいずれかの地点で、本運送品又は本運送品が詰め込まれているコンテナが検査のために開封されなければならない場合、当該検査の結果として、本運送品、本運送又は運送船に生じる滅失、損傷又は遅延について、運送人は、開封、**アンス****タッフイング**、検査又は再梱包の費用を含めて責任を負わないものとし、その費用は運送人が料金の一部として荷主から回収できる。

7. 補償及び責任

(1) 本運送証券の規定は、運送人に対して適用される全ての国の法令、制定法又は規則により認められる法定の保護、免責又は責任制限を制約し、又は運送人から奪うように適用されてはならない。

(2) 運送人がスロットチャーター、運送証券又はその他の運送契約によって関連船舶上のスペースを確保していた可能性があるとしても、運送人は、適用される海事債権についての責任の制限に関する条約に基づいて責任を制限する資格を有し及び権利を有する者と見做されることに荷主は同意する。これに反する本運送に強行的に適用される法律に従うことを条件とし、その範囲を除き、運送人が事故から発生するあらゆる請求に関する責任を制限することができる基金は、運送人の実運送人に対する請求に利用可能な実運送人に適用される制限基金の一部又は割合とする。

(3) ヘーグ・ヴィスビー・ルール又は当該ルールのいずれかを強行的に適用させる法律(COGSA 等)が本運送証券に適用される場合、荷主は、運送人が運送品の価値を了知しておらず、下記7条(4)に従って申告価格が記載されていない限り、運送品に対する又は運送品に関する滅失又は損傷について、当該ルール又は法律で定められる包又は船積単位の責任制限を超える、包又は船積単位当たりの責任を負わない。本運送が米国向け、同国発又は同国経由である場合、運送人又は本船の COGSA に基づく責任限度額は、下記7条(4)に従って申告価格が記載されていない限り、1包又は1慣習的な運賃単位あたり500米ドルである。

当該ルール又は法律が強行的に適用されない場合、その他の強行的に適用される条約又は国内法に従い、責任限度額は、1包又は1船積単位当たり666.67SDR、又は滅失、損傷又は遅延する運送品の総重量1キロ当たり2SDRの金額(いずれか高い方)、運送が米国の港向け、同国の港発又は同国の港経由の運送を含む場合は、1包又は1船積単位当たり500米ドル又は運送品の総重量1キロ当たり2米ドルのいずれか低い方の金額、を超えない。

(4) 荷主は、運送人が運送品の価格を了知していないこと、及び運送人が要求する場合には、追加運賃を前払いし、運送人のタリフの条件に従うことにより全責任を負うことを選択する場合、運送品が運送のために運送人に引き渡される際に荷主により運送品の価格が書面により申告され、運送人の同意を得て、より高い価格が本運送証券の表面の所定の欄に記載されるときに限り、運送人の責任をかかる高い価格にすることができると同意及び承認する。この場合、運送品の実際の価格が当該申告価格を超えても、その価格は申告価格と見做され、運送人が責任を負う場合、申告価格を超えないものとし、部分的な滅失又は損傷は当該申告価格に基づいて比例配分で精算される。

(5) 上記7条(1)から7条(4)に従い、滅失又は損傷の原因の一部が、運送人が責任を負うべき原因によって生じる場合、運送人は、荷主が運送人の責任を負うべき原因から滅失又は損傷が生じたことを証明する部分に対してのみ責任を負う。荷主は、運送人が自己の過失割合を超える損害賠償を支払う場合、運送人に対して補償しなければならない(弁護士費用、専門家費用、支出を含む)。

8. 運送品の記載

(1) 本運送証券は、外観上良好な状態(別途注記されている場合を除く)で、包、単位、コンテナ又は本運送品が梱包され若しくはスタップドされているものの総数を運送人が受け取ったことの一応の証拠となる。

(2) 運送人は、本運送品の重量、内容、寸法、数量、品質、記載、状態、記号、番号、原産地又は価格について何ら表示するものではなく、また、運送人は、かかる記載又は明細に関していかなる義務も負わない。

(3) 本運送証券表面に記載される運送品の記載及び明細は、荷主の提供によるものであり、荷主は、荷主により又は荷主のために提供される記載及び明細(重量、寸法、数量、品質、記載、状態、記号、番号、原産地及び価額を含むが、これに限られない)を確認したこと、荷主により又は荷主のために提供されるその他の明細を含む、かかる記載及び明細(コンテナの総重量確定情報を含むが、これに限定されない)が真実、適正かつ正確であることを運送人に保証する。荷主は、運送人に対して不正確な記載若しくは申告をした運送品に対して、又はそれに関連して課される関税若しくはその他の罰金及び罰則について責任を負う。また、荷主は、本運送品が受取地及び引渡地の国の法を含む適用法令に従った合法的な運送品であり、密輸、禁止されている若しくは違法な物質、品物、薬物又は密航者ではなく又はそれらを含んでいないこと、本運送品が適切に梱包されて船積準備されていること、及び本運送品又は本

運送が運送中に運送人、本船又は他の運送品に対して損失、費用又は遅延を生じさせないことを保証する。

9. 荷主の責任

(1) 荷主は、税関、港湾及びその他の当局の適用されるあらゆる法律、規則及び要求を遵守し、本運送品の違法、不正確、時期を逃した、又は不十分な申告、荷印、番号又は宛名を理由として発生又は被る全ての関税、税金、罰金、賦課金、経費及び損失を負担して支払い(又は運送人が先行して支払う義務がある場合には、運送人に補償する)及び運送品に関する全ての損失(直接的、間接的又は結果的かどうかにかかわらず)、損害、罰金、遅延及び弁護士費用について責任を負う。特に、このような違反がある場合、運送人及び／又はその代理人は、本運送品を積み込まない、又は積み込むとしても、荷主の危険と費用において、荷主に賠償することなく本運送品を荷揚げ及び保管の手配をする自由があり、このような場合は、本運送証券に基づく正当な引渡しと見做されるが、これに限られない。

(2) 荷主は、本運送品が、その性質を考慮し、適用される全ての法律、規則及び要求に準拠して、運送の通常危険に耐えるのに十分な方法で梱包され、場合によってはコンテナに詰め込まれること(運送人により又は運送人のために詰め込まれていない場合)を請け負う。

(3) 荷主は、荷主若しくは荷主のために行動する者により引き起こされる又はその他荷主が責任を負う、運送人又は上記5条(2)において言及されるいかなる者若しくは船舶(荷主以外)による財物(コンテナを含むが、これに限られない)の本運送前、運送中及び運送後に生じる損失、損害、汚染、汚損、抑留又はデマレッジに対して責任を負う。荷主は、運送人、その被用者及び代理人に対し、荷主が上記9条(2)に従わなかった結果、運送人が被る又は負担する、あらゆる性質の損失、損害、責任及び費用(環境損害又は損失、清掃費用、有害物質又は危険物の除去及び政府機関又は港湾局から課せられる罰金を含むが、これに限定されない。)を補償する。

(4) 荷主(及び荷主の定義に含まれる者は、運送証券が譲渡されたか否かを問わず、連帯して責任を負い、その責任は維持される。)は、本運送証券において荷主が負担するあらゆる義務の履行について運送人に対して責任を負い、本運送証券の条項、適用される法の違反又は運送品に関連する、運送人が責任を負わない原因から生じる損失、損害、請求、責任又は費用から運送人を防御し、補償し、損害を与えない。この補償、防御及び免責に関する荷主の義務には、かかる不履行又は違反に直接的又は間接的に起因し又は関連する、弁護士費用及び経費、課される罰則又は責任を含む、支出又は負担する全ての費用又は金額の賠償を含み、当該義務は、運送人側又は運送人の責に帰すべき過失により損なわれ又は軽減されない。

(5) 荷主は、運送証券に記載がない場合、荷受人の氏名及び連絡先を、運送人又はその代理人に提供することを請け負う。

10. 重量物

(1) 総重量が 1,000 キログラムを超える単一の梱包で、密閉コンテナ又は重量超過コンテナで運送人に提供されないものは、運送人が受け取る前に、荷主が書面により申告しなければならない。各梱包の重量は、梱包の外側に高さ 5 センチメートル以上の文字及び数字で明確に表示されなければならない。

(2) 荷主が 10 条(1)に従わなかった場合、運送人は、当該違反に起因する滅失又は損傷について一切の責任を負わず、荷主は、当該違反により運送人が被る又は負担する一切の損失、損害又は責任を運送人に対して補償する。

(3) 荷主は、重量超過コンテナ又はその他の重量運送品に関する運送中に適用される全ての法律又は規則を遵守することに同意し、荷主が 10 条(1)の規定を遵守しない結果として被る又は負担する一切の損失、損害又は責任を運送人に対し補償する。

11. 危険物

(1) 危険性、爆発性、放射性、腐食性、有毒性、加害性、毒性、有害性、引火性又はその他加害性のある物質若しくはそのような物質になる可能性のある運送品、又はいかなる財物、人若しくはその他の運送品に損害を与える若しくは与える可能性のある本運送品は、公式の又は非公式の国際的な又は国内の法律又は条約にリストされているか否かにかかわらず、それらの性質、種類、名称、ラベル及び分類を事前に書面により運送人に通知し、かつ運送人の事前の書面による承諾を受けなければ(疑義を避けるため、運送人はこの義務を負わない)、本運送のために運送人に引き渡されてはならない。当該書面による通知には、荷主の正式な名称、住所及び電話番号と共に、本運送品の正確な性質、名称、ラベル及び分類並びにそれらを無害化する方法が正確に記載されていなければならない。さらに、本運送品そのものを運送するためのコンテナ又はその他のカバー及び本運送品は、かかる運送品の性質及び特性を示すよう、また全ての適用法令、規則及び要求を遵守するため、梱包及びコンテナの外側に明確かつ恒久的に印され明示されなければならない。荷主は、本運送のいかなる区間においても、適用される法律若しくは規則により、又は運送人により要求される書類又は証明書を提出することを請け負う。

(2) 荷主は、危険性、爆発性、放射性、腐食性、有毒性、加害性、毒性、有害性、引火性又はその他加害性のある物質若しくはそのような物質になる可能性のある本運送品が、その性質を考慮し、運送に適用され得る全ての法律、規則又は要求を遵守して、本運送の危険に耐え得る方法で梱包されることを保証する。

(3) 本運送品が当該書面による承諾を得ずに、かつ当該印もなく運送人に引き渡される場合、又は本運送品が危険性、爆発性、放射性、腐食性、有毒性、加害性、毒性、有害性、引火性又はその他加害性のある物質若しくはそのような物質になる可能性のあり、何らかの措置をとるか追加費用を負担するか否かにかかわらず、安全若しくは適切に運送又は運送を継続することできないと運送人が考える場合、運送人は、自己の完全な裁量で、かつ、荷主に通知するこ

となく(ただし、荷主の代理人としてのみ)、いずれの時又は場所において、荷主に対する補償なく、かつ運送人の料金に関する権利を害することなく、運送人が適切と考える措置をとり、及び／又は運送を継続するために合理的な追加費用を負担し、及び／又は荷主の危険と費用で当該運送品の陸揚げ、保管、陸上又は海上にて、カバー又は開封の状態、売却、破壊、処分、放棄又は無害化を手配することができる。このような行為は、本運送証券に基づく正当な引渡しと見做され、荷主は、運送人が負担するあらゆる料金を支払う。本運送証券に基づく裁量権の行使において、運送人は特定の措置を講じる義務を負わず、また、滅失、損傷若しくは遅延又はそれらに関する措置を取らなかったことについて責任を負わない。運送人の責任は、当該放棄、保管、売却又は処分の時点で終了する。荷主は、運賃の損失を含む、あらゆる損失、損害又は責任、並びに当該運送品及び運送人が行った全ての措置から直接的又は間接的に生じる請求、責任、損失、損害、遅延、費用、罰金及び／又は経費について責任を負い、かつ運送人に対し補償するものとし、求められる場合には、必要な担保又は金融保証を提出しなければならない。

12. コンテナ

(1) 運送人は本運送品をコンテナに詰め込み又は積載することができ、及び、他の運送品と一緒に詰め込むことができる。運送人は、本運送品をいかなる種類のコンテナに詰め込んで運送することができる。

(2) 本運送証券の条項は、本運送中のみならず、本運送の前後において、本運送品が運送人に受け取られる前後又は荷主に引き渡される前後のいずれにおいて提供されたか否かにかかわらず、荷主に対するコンテナの提供について、又はそれに起因する運送人のあらゆる責任について適用される。

(3) コンテナが、運送人以外の荷主により又は荷主のために詰め込まれる場合

(A) 本運送証券は、本運送証券に表示されるコンテナ及びコンテナ数の受領書に過ぎず、運送人は、次の場合を含むが、本運送証券の一般性を害することなく、いかなる方法において運送されるとしても、運送品の滅失、損傷又は遅延について責任を負わない。

(i) コンテナへの詰め込み方法に起因する場合

(ii) 本運送品がコンテナによる本運送に適さないことに起因する場合

(iii) コンテナが適切でないこと又は不具合であることに起因する場合。ただし、コンテナが運送人により又は運送人のために提供される場合、本(iii)の規定は、不適切又は不具合が、(a) 運送人側の相当な注意を尽くさなかったことにより生じたのではない場合、又は(b)コンテナに詰め込まれたとき、若しくはその前に荷主による合理的な検査により明らかになったであろう場合にのみ適用される。

(B) 荷主は、上記(A)(iii)(a)を除き、上記(A)で転化される1つ又は複数の事由から生じるいかなる損失、損害、請求、責任又は経費についても、運送人を防御、補償し、損害を与えない。

(4) 荷主は、運送人により詰め込まれていない全てのコンテナの詰め込み及び封印について責

任を負い、荷主によりなされた当初の封印が元の状態で運送人により当該コンテナが引き渡される場合、運送人は、引渡し時の運送品の不足又は結露若しくは湿度による滅失又は損傷について責任を負わない。

(5) 書面による反対の要請がない限り、運送人がコンテナの提供を指示される場合、運送人は、特定の種類の品質のコンテナを提供する義務を負わない。荷主は、コンテナの詰込み前にコンテナを検査するものとし、当該コンテナの使用により、荷主は当該コンテナを正常かつ使用に適していると承認したものと見做される。運送人と別段の合意がない限り、荷主は、運送人又はその代理人が指定する地点又は場所に、運送人の適用されるタリフに定める時間内に、内部が清浄された状態で空のコンテナを返却する責任を負う。この場合、コンテナが運送人の適用されるタリフに定める時間内に返却されないときは、荷主は、運送人の適用されるタリフに定める料率による抑留及びデマレッジ、並びにコンテナの返却を求めるために運送人又はその代理人が負担する費用を含む、かかる返却不能から生じるその他の損失及び費用について責任を負う。運送人が空コンテナの返還義務を負う場合、荷主は、荷主側の作為、不作為及び／又は遅延により、運送人が空コンテナを返還するために負担する、あらゆる性質の料金、費用及び経費について、運送人に対して補償することに同意する。

(6) 荷主は、荷主、荷主の代理人、荷主により又は荷主のために雇われる使用人若しくは独立請負業者が占有又は管理している間に生じる運送人のコンテナ及びその他の機器の滅失又は損傷について全責任を負い、運送人に対して補償する。

(7) コンテナが正常に封印された状態で運送人により引き渡される場合、その引渡しは運送人の義務の完全な履行とみなされ、運送人はコンテナの中品の滅失又は損傷に対して責任を負わない。

13. 腐敗性物質

(1) 腐敗性物質を含む運送品は、本運送証券に特定の保護が必要である旨の記載がない限り、通常のコンテナで運送される。荷主は、本運送品の性質及び特定の温度又は温度自動調節、換気若しくはその他の維持すべき管理の設定について事前に書面で通知（及び荷主又は荷主のために行動する者が本運送証券を作成した場合は本運送証券の表面の欄に記入）せずに、冷蔵、加熱、換気又はその他の管理を必要とする本運送品を運送に供しないことを請け負う。荷主又は荷主のために詰め込まれた温度調節機能付きコンテナの場合、荷主はさらに、コンテナが必要に応じて予冷又は予熱されていること、本運送品がコンテナに適切に詰め込まれていること及び運送人が運送品を受け取る前に荷主によりコンテナの温度自動調節制御装置が適切に設定されていることを請け負う。特に、温度調節機能付きコンテナは、湿度レベルを監視及び管理するようには設計されておらず、運送人はコンテナ内の特定の湿度レベルを維持することを保証しないことを認識し、承諾する。上記の要求が遵守されない場合、運送人は運送品の滅失又は損傷について責任を負わない。

(2) 運送人は、欠陥、異常、故障、温度制御機械の停止、設備、断熱材又はコンテナ機器か

ら生じる運送品のいかなる滅失又は損傷に対して責任を負わない。ただし、運送人は、本運送前又は開始時に、冷蔵コンテナを効率的な状態に維持するために相当な注意を尽くさなければならない。

14. 運送品の検査

(1) 運送人又は運送人から権限を得た者は、荷主に通知することなく、いつでもコンテナ又は梱包を開封及び／又はスキャンし、運送品を調査、再計量、再測定、再評価又は再梱包する権利を有するが、その義務はない。

(2) 本運送証券上の運送人の権利に基づき、又は各地の当局の命令により、コンテナ又は梱包が開封及び／又はコンテナのシールが破損される場合、運送人は、開封、開梱、検査、再計量、再測定、再評価又は再梱包により生じるいかなる滅失又は損傷について責任を負わない。荷主は、前項の措置に要する費用を運送人に対して補償する。

15. 履行に影響する事由

(1) 本運送、本船又は本船上の他の運送品が、いかなる種類の妨害、危険、危難、遅延、困難又は不利益（運送品の状態を含む）に遭遇するとき又はそのおそれがあるとき、又は本運送品が、いかなるときに、いかなるように生じようとも、追加費用の負担なく、安全若しくは適切に運送できず、又は運送を継続できない場合には（運送が開始したか否かにかかわらず）荷主に通知なく、運送人は裁量で次のことを行うことができる：

(A) 本運送証券に記載される経路に代わる経路で本運送品を引渡地まで運送すること。この場合、運送人は、運送人の定める追加料金を請求する権利を有する。

(B) 本運送品の本運送を中断すること。運送人は、運送証券の条項に従って陸上又は海上において保管し、本運送品のフォワーディングのために合理的な努力を行うが、中断の期限を表明しないこと。この場合、運送人が定める追加料金及び／又は保管料及び／又は弁護士費用及び経費を請求することができる。

(C) 荷主に通知することなく、本運送品の本運送を放棄すること。運送人が裁量で安全かつ便利と見做す地域における、本運送品又は本運送品の一部を荷主の処分の下に置くことが合理的に可能である場所において、運送人の本運送品に関する責任は終了する。ただし、運送人は、本運送のために受け取った本運送品の料金を全額請求する権利を有するものとし、また、荷主は、当該場所又は港までの運送、引渡し及び保管のための追加費用を支払う。

(D) (A)に基づく代替経路の使用、(B)に基づく本運送の中断又は(C)に基づく本運送の放棄に関する運送人の権利を害することなく、本運送を継続すること。いかなる場合においても、運送人は、本運送のために受け取った本運送品の料金を全額請求する権利を有し、荷主は、上記の状況により生じる追加費用を負担する。

(2) 上記(1)に従い、いかなる場合においても、運送人の本運送品に関する責任は、政府若しくは当局又は当該政府若しくは当局のために行動する者の命令又は勧告に従う運送品の引渡し又はその他の処分をもって終了する。

16. 運送方法及び経路

(1) 運送人は、いつでも、荷主に通知することなく、あらゆる運送又は保管手段を用いることができる;本運送品の積替え又はフォワーディングが意図され、又は準備されていなかったとしても、本運送証券の表面に記載されている船舶以外の船舶又はその他のいかなる運送手段によっても本運送品を船積み、移送又は運送することができる;いずれの場所においてもコンテナに詰め込まれ又は積載されている本運送品を開梱し移動し、当該運送品をコンテナ内又はいかなる方法によっても運送を進めることができる;自己の裁量により、いかなる速度及び経路(最も近い経路、最も直接的な経路、慣習的な経路又は広告された経路であるか否かにかかわらず)で運送し、いかなる港又は地(その地が意図された船積港又は荷揚港として本運送証券の表面に記載されている港又は地であるか否かにかかわらず)及び経路の内外又は荷揚港と反対方向に進行し、引き返し、又は留まることができる;政府若しくは当局の命令又は勧告を遵守することでき、当該政府若しくは当局のために行動する者の命令又は勧告を遵守することでき、又は運送人が使用する運送手段に対する保険の条件に基づいて、命令、指示、水先人を伴う若しくは伴わないで曳航する若しくは曳航されることの許可、運送品若しくはコンテナを積載して若しくは積載せずに乾ドックに入ることの許可を有する者若しくは団体の命令又は勧告を遵守することができる;家畜、あらゆる危険品、禁制品、爆発物、軍用品若しくは戦闘品を運ぶことを許可し、武装又は非武装で航行することを許可することができる。

(2) 運送人は、本運送品の本運送に関連しているか否かにかかわらず、他の運送品の船積み、荷揚げ、補油、他の者の乗船若しくは下船、修理及び/又は乾ドック、曳航若しくは被曳航又は他の船舶の援助を含むが、それらに限られない、いかなる目的のためにも上記(1)に定める自由に依拠することができる。上記(1)に従ってなされる全ての行為、又はそのため生じるいかなる遅延も、契約上の運送の範囲内と見做され、いかなる性質又は程度においても離路ではない。運送人がかかる行為について責任を負う場合、運送人は、運送人の防御の完全な利益を受ける権利を有する。

17. 甲板積み運送品(及び家畜)

(1) 本運送品がコンテナに詰め込まれているか否かを問わず、運送人のみの裁量により、荷主に通知することなく甲板積み又は艙内積みとすることができ、かかる積載は、いかなる性質又は程度においても離路とされない。甲板積みで運送される場合、運送人は、運送証券に甲板積みで運送される旨の記載、印、又はスタンプをする義務を負わない。下記(2)項に従い、本運送品は、甲板積み又は艙内積みで運送されるか否か、及び甲板積みで運送される旨が記載されているか否かにかかわらず、共同海損の精算に参加し、本運送品(家畜を除く)は、ヘーグ・ルール又は同ルール若しくはヘーグ・ヴィスビー・ルールを強行的に適用させる法律(COGSAなど)のうち本運送証券に適用されるものの運送品の定義に含まれるものと見做す。

(2) 本運送証券の表面に甲板積みで運送される旨記載され、かつ甲板積みで運送される本運送品(オープン・フラット又はパレット以外のコンテナに詰め込まれた本運送品を除く)(及び甲板積みで運送されたか否かにかかわらず、家畜)は、運送人、その使用人又は代理人の側の不堪航、過失又はその他のいかなる原因によって生じたか否かにかかわらず、運送中に生じるいかなる性質の滅失又は損傷について運送人側は責任を負わずに運送される。ヘーグ・ルール又はヘーグ・ヴィスビー・ルール(又は適用される場合は COGSA)は、本運送に適用されない。荷主は、いかなる理由によろうと、本運送品又は家畜の本運送に関連する一切の追加費用について、運送人を防御し、補償し、損害を与えない。

(3) 運送人は、運送人の過失又は本船の不堪航性を含むいかなる原因から生じる、生動物、鳥類、爬虫類、魚類又は植物のあらゆる事故、疾病、死亡、滅失又は損傷について責任を負わず、本条(3)の規定と一致しない規定を除き、本運送証券のあらゆる規定の利益を受ける。

(4) 船積港又は受取地の法が、甲板積みで運送される運送品について、運送人が甲板積みでの運送を許可する荷主の書面による合意を得なければならないと定めている場合、6条(1)及び6条(2)は、その範囲内で修正されたものとする。

18. 運送品の引渡し

(1)本運送品の到着を通知すべき本運送証券に記載されている当事者の記載は、専ら運送人の参考のためのものであり、当該通知が行われなくても、運送人はいかなる責任を負うものではなく、荷主の本運送証券上の義務を免除するものでもない。

(2)運送人の適用されるタリフにより規定される、運送人が荷主に引渡しを要求する権利を有する時と場所において、荷主が運送品又はその一部を受け取らない場合、運送人は、本運送証券上の運送人の他の権利が害されることなく、予告なく、コンテナに詰め込まれ又は積載されている場合は本運送品又はその一部をコンテナから荷下ろしし、専ら荷主の危険と費用で陸上、海上、開封又はカバーされている状態でその運送品又はその一部を保管する権利を有する。当該保管は、本運送証券に基づく正当な引渡しとなり、その時点で、本運送品又はその一部に関する誤配又は不配を含む運送人の全ての責任は終了し、当該荷揚げ又は保管の費用(運送人、運送人の代理人又は下請業者が支払った又は支払うべき場合)は、請求があり次第荷主から運送人に対して支払う。

(3) 上記(2)項に基づく引渡しから 30 日以内、若しくは荷揚地で適用される法律、命令、訓令、規則によってより短い期間が定められる場合には、その期間内に、荷主が運送品の引渡しを受けることを怠り若しくは拒む場合、又は運送人が、当該期間内に、運送品が直ちに腐敗するか、価値が減少するか、無価値となるか、若しくはそれらの価格を超える料金が生じる可能性があると考えられる場合、運送人は、荷主に対するさらなる通知なしに、運送人の裁量で、本運送証券に基づき運送人が享受し得るその他の救済を害することなく、かつ責任を負うことなく、運送品の私的な取引又は公的な競売による売却、処分又は廃棄を行うことができ、売却代金を荷主が運送人に支払うべき金額に充当する権利を有する。

19. 双方過失衝突約款

BIMCO が公表及び／又は承認し、要請に応じて運送人又はその代理人から入手可能な双方過失衝突約款及びニュージェーソン約款は、本運送証券に摂取される。

20. 共同海損

(1) 運送人は、運送人及び荷主が指名する、又は同意する精算人により、1994年ヨーク・アントワープ規則に従い、運送人が選択する港又は場所において精算が行われる共同海損を宣言することができる。荷主は、運送人が共同海損に関連して要求する担保を提供する。運送人が運航していない船舶の共同海損は、当該船舶の運航者の要求に従って精算される。1994年ヨーク・アントワープ規則で規定されていない事項については、共同海損は、精算港又は精算地の法律及び慣習に従い、かつ運送人が選択する通貨で精算され、精算書が作成され、かつ決済される。

(2) 上記(1)にかかわらず、荷主は、運送人に対する共同海損的性質のクレーム(及びそこから生じる費用)に関して、運送人を防御し、補償し、損害を与えないものとし、また、運送品の引渡し前に、これに関し運送人が要求する、運送品に関する共同海損分担金額の見積額、海難救助料及び特別費用に充当するための供託金又は担保を運送人に差し入れる。

(3) 運送人は、荷主に対し、共同海損分担金の担保を徴収するためのいかなる措置をも取る義務を負わない。

21. 料金

(1) 料金は、当該料金又はその一部が運送証券の表面に記載されているか否かにかかわらず、運送人が運送品を受け取った時点で全額收受されたものと見做され、本運送品及び／若しくは本船又はその他の運送用具が滅失したか否かにかかわらず、支払い済みであり、返却されない。運送人に支払われるべき金額は、相殺、控除又は反対請求なく、米ドル又は運送人の選択により船積港又は荷揚港の通貨による相当額で全額支払われる。

(2) 料金は、荷主により又は荷主のために提供される明細書に基づいて計算され、計算の根拠に関する運送人の確認は、決定的なものである。運送人は、本運送品の商業送り状又はその真正な写しを提出し、本運送品又はコンテナを開封して、検査、再計量、再測定及び再評価する権利を有する。運送人が明細を不正確であると判断する場合、荷主は、正しい料金を運送人に支払うものとし(請求される料金の債権が与えられる)、不正確な明細が提供されることにより発生する全ての罰則、訴訟費用及び一切の費用(正確な明細を確定するために運送人が負担する費用を含むが、これに限らない)を補償する。

(3) 全ての料金は、運送品の状態及び滅失又は損傷にかかわらず、相殺、控除又は反対請求なく、本運送品の引渡し前に全額支払われる。

(4) 荷主が支払期限までに料金を全額支払うことを怠る場合、荷主は、未払い金に対する遅

延損害金に加え、運送人が支払いを受けるために要する合理的な費用及び弁護士費用を負担する責任を負う。

(5) 荷主は、料金が運送証券の表面に記載されているか、前払い又は後払いを意図しているか否かにかかわらず、全ての料金について責任を負う。

(6) 荷主は、適用される法により、本運送品又はコンテナの船積地での船積み又は引渡地での引渡しができない場合、返送運賃その他支払われるべき全ての料金を負担する。

22. リエン

(1) 運送人、その使用人又は代理人は、荷主が責任を負担する作為又は不作為、並びに、いずれに対するかを問わず、未払いの共同海損分担金及びそれらの回収費用のため、本運送証券及び／若しくはその他の契約に基づき、又は運送人により支払われる（運送人に課せられるリエン又は罰金を含むが、これに限られない）、荷主から運送人に対して支払われるべき金額について、本運送品の引渡し後も、本運送品及び本運送品に関する書類に対して、リエンを有する。運送人は、運送人に支払うべき金額を回収するため、及び荷主に対する通知なく、かつ荷主の費用で、荷主に対して責任を負うことなく、公の競売又は私的取引によって本運送品及び書類を売却するため、その裁量で、時間及び場所を問わず、リエンを行使する権利を有し、運送人のリエンは、未収金の回収費用の充実にまで及ぶ。売却代金で荷主により支払われるべき金額を全額回収できない場合、荷主はその差額を請求する権利を有する。運送人のリエンは、運送品の引渡し後も存続する。

(2) 米国向け及び同国発の運送については、運送人は、タリフに定めるフリータイムの満了時に倉庫管理者となる。運送人は、運送品に対する一般のリエンを適用することによりフリータイムの満了の前後にかかわらず、荷主により支払われるべき金額に関して倉庫管理者のリエン及び配当請求権を有する。

23. 契約の変更

運送人の使用人又は代理人は、本運送証券のいかなる条項の放棄又は変更が書面により行われ、かつ、当該放棄又は変更についての真の権限を有する運送人の取締役又は役員により書面により明確に許可又は承認されない限り、当該放棄又は変更する権限を有しない。

24. 部分的無効

いずれかの裁判所、監督機関、自主監督機関又は団体が本運送証券のいずれかの条項が無効又は執行不能であると判断する場合、当該無効又は執行不能は当該条項にのみに適用される。その他の条項の有効性は影響を受けないものとし、本運送証券は当該無効又は執行不能な条項が本運送証券に含まれていないものとして実行される。

25. 裁判管轄及び準拠法条項

- (1) 本運送証券により証明され又は含まれる契約は、船積地又は荷揚地の法に基づき強行的に適用される場合を除き、シンガポール法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本運送証券に基づき運送人に対して生じる紛争は、運送人が別途合意しない限り、シンガポール裁判所に専属的に提起される。本運送証券の条項を実行するための運送人による訴訟は、運送人の選択により、任意の管轄裁判所に対して提起することができる。
- (2) 米国(その準州及び属領を含む)向け又は同国発の運送については、本運送証券により証明され又は含まれる契約は、米国法に準拠する。
- (3) 本運送品が不利な請求又は競合する主張の対象となる場合、運送人は、運送人の弁護士費用及び支出を含み、専ら荷主の負担で、所有権及び／又は占有権の決定のために運送品を管轄裁判所の保管下に置くことができる。運送人は、当該保管に起因して生じる荷主に対するいかなる責任も負わないものとし、荷主は、当該裁判所の専属的管轄権に同意する。